

# 「圏域特産品の販路拡大に係る商談会及び事前・事後研修の実施等業務」

## 公募型プロポーザル手続開始の公示

令和6年5月16日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

### 1 業務名

圏域特産品の販路拡大に係る商談会及び事前・事後研修の実施等業務

### 2 業務の目的

本業務は、G7広島サミット後の圏域特産品への全国的な関心の高まりや、大阪・関西万博の開催に伴うインバウンドの増加を踏まえ、広域都市圏内の中小企業者等について首都圏及び関西圏への販路拡大を支援するために、それぞれの地域のバイヤーと広域都市圏内の中小企業者等との個別商談会を実施するものである。

### 3 業務の内容等

#### (1) 委託業務の内容

別紙 基本仕様書のとおり。

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

#### (3) 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は次のとおりとする。

2,092千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (4) 受託業者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「「圏域特産品の販路拡大に係る商談会及び事前・事後研修の実施等業務」に係るプロモーション業務公募型プロポーザル説明書」による。

### 4 プロポーザル参加資格

この事業に参加できる者は、単独企業又は共同事業体とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

#### (1) 単独企業に関する参加資格

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。

イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

オ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

(2) 共同事業体に関する参加資格

構成員全てが上記ア～カに掲げる全ての要件を満たしているものとする。

## 5 公募型プロポーザル説明書等の交付方法

(1) 配付期間

公示日から令和6年6月19日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号各号に掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

後記12の事業担当課

※ 説明書等は、広島市のホームページから、ダウンロードすることができる。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/> のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度」にある「【公募型プロポーザル】「圏域特産品の販路拡大に係る商談会及び事前・事後研修の実施等業務」」

## 6 基本仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和6年6月5日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により確認すること。

ウ 提出先

後記12に同じ。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答し、後記12において、令和6年6月19日（水）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページに掲載する。

## 7 公募型プロポーザル参加確認申請書の提出

### (1) 提出書類

次の書類を1部提出し、参加資格の審査を受けること。

・公募型プロポーザル参加確認申請書（様式第2-1号）

（共同事業体として応募する場合は（様式第2-2号）を用いること。）

### (2) 提出期間

公示日から令和6年6月5日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

### (3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。申込期間までに必着のこと。）

### (4) 提出先

後記12に同じ。

### (5) 参加資格確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

## 8 企画提案書の提出

### (1) 提出期間

公示日から令和6年6月19日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

### (2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

### (3) 提出場所

後記12に同じ

### (4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書（様式第3-1号） （共同事業体として応募する場合は（様式第3-2号）を用いること。）	1部
イ 企画提案書（様式第4号）	13部（正本1部+副本12部）

### (5) 留意事項

ア 提案は、1者（1事業体）につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど、応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、本市が該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げの場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった

場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、受託候補者を特定する以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められる等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

## 9 プレゼンテーション

提案された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を予定している。

実施日時は、7月上旬頃であり、詳細は応募者に別途通知する。

プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。

## 10 審査方法

### (1) 審査

「圏域特産品の販路拡大に係る商談会及び事前・事後研修の実施等業務」プロポーザル審査委員会が企画提案書及びプレゼンテーションにより、受託候補者特定基準に基づき、公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

### (2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

## 11 その他

### (1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

### (3) その他

詳細は、「圏域特産品の販路拡大に係る商談会及び事前・事後研修の実施等業務」公募型プロポーザル説明書による。

12 応募先及び問合せ先（事業担当課）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局商業振興課（市役所本庁舎5階）

TEL 082-504-2318（直通）

FAX 082-504-2259

E-mail [syogyo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:syogyo@city.hiroshima.lg.jp)